



給付(サービス)の内容

病気やケガで診療を受けるとき

- 組合員・家族 → 7割 (自己負担3割)
 - 義務教育就学前 → 8割
 - 70歳～74歳
 - 現役並み所得者 → 7割
 - 一般および低所得者 → 8割
- の給付が受けられます。



子供が生まれたとき

● 出産育児一時金

子供が生まれたら、53万円が支給されます。

*協会けんぽより、30,000円高い!



病気やケガで入院したとき

● 傷病手当金

組合員が病気やケガなどで入院した場合 1日4,000円、最大45日まで支給されます。

*入院1日目からの支給になります。

*入院をした組合員には国保組合より申請のお知らせをお送りします。お名前等を記入して申請してください。



予防・保健サービス

● 生活習慣病予防健診(特定健康診査・特定保健指導)の補助



年齢区分	資格区分	組合員	家族
40歳以上	A 生活習慣病予防健診 (特定健康診査の項目を含む)	15,000円 又は	なし
	B 特定健康診査 (上限15,000円)		
40歳未満		15,000円	なし

- インフルエンザ予防接種の補助
- 50歳以上の帯状疱疹予防接種の補助
- 歯科予防健康診断の補助
- 健康家庭の表彰(記念品の贈呈)
- 育児誌の配付
- 出産記念品の贈呈
- 支部主催の健康講座・レクリエーションの実施
- 医薬品の斡旋

